

令和元年中に

# マイホームを購入された方



- 金融機関から借入をされましたか？
- ご両親・祖父母から資金援助を受けられましたか？

このような方は、以下の制度が使えるかもしれません。

※制度をご利用される場合には、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

※令和2年3月16日（月）までに税務署に申告をしなければなりません。

## ① 住宅借入金等特別控除

マイホームを金融機関からのローンを組んで購入した場合に、年末のローンの残高に応じて「税金が還ってくる」制度です。

## ② 住宅取得資金の贈与の非課税制度

通常、人から財産をもらうと「贈与税」という税金がかかります。

しかし、ご両親や祖父母から資金の援助を受けてマイホームを購入された場合には、700万円（省エネ等住宅の場合は1,200万円）を限度として、「贈与税」を非課税とすることができます。

## ③ 相続時精算課税制度

財産をもらう人が20歳以上の子および孫である場合、もらった金額が2,500万円になるまでは「贈与税」をかけず、相続の時に、もらった金額を相続財産に含める制度です。



人生で一番大きな買い物をされた方

その後の税金のことは私たちににご相談ください！！

TEL : 0577-32-1770

FAXでお問い合わせの方は0577-32-7179までご連絡ください。

Mail : [info@endokeiri.jp](mailto:info@endokeiri.jp)

受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00 / 土曜日 9:00～12:00



名古屋税理士会所属

遠藤隆浩税理士事務所

Takahiro Endo Tax Accounting Office

〒506-0055 岐阜県高山市上岡本町3丁目418 垣越ビル4階

[www.endokeiri.jp](http://www.endokeiri.jp) 駐車場あり

